

甲州金

～武田氏ゆかりの金貨～

開催期間 2007年7月10日(火)～9月30日(日)

甲州金は、戦国時代に武田氏の領国である甲州(現在の山梨県)でつくられた金貨です。甲州金の貨幣単位は、江戸時代の金貨の単位として受け継がれました。また、江戸幕府の貨幣制度が整った後も、甲州金は例外的に製造・通用が認められ、300年近く甲州で流通しました。NHK大河ドラマ『風林火山』の舞台となっている甲州で通用した地域貨幣「甲州金」をご紹介します。

【展示資料リスト】

① 武田氏領国の金貨—甲州金—

甲州金は、戦国大名武田氏の領国内で産出する豊富な金を使用してつくられるようになった金貨です。江戸幕府が貨幣制度を統一した後も例外的に甲州(現在の山梨県)での使用が許されました。甲州金には武田氏が深く関与していたとされていますが、武田氏時代の甲州金の実態は明らかになっていません。



『金銀図録』(巻3)より

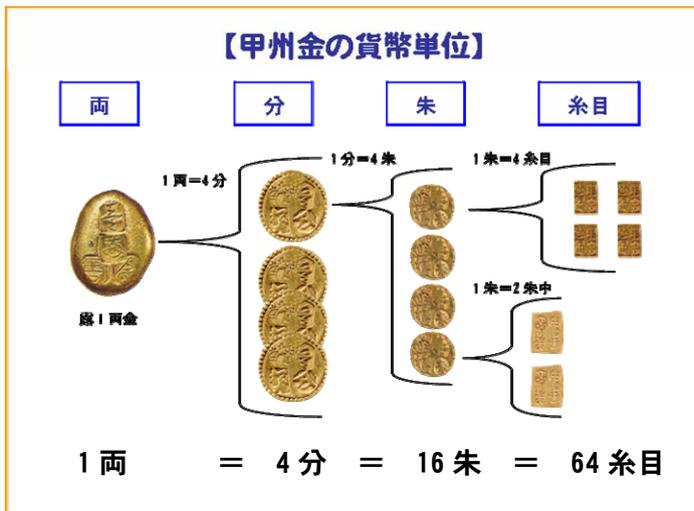
① 武田氏領国の金貨—甲州金—

| | | |
|---------|----|---------|
| 甲州金 | 古金 | 甲一分金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲安今吹一分金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲重一分金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲定一分金 |
| 甲州金 | 古金 | 露一両金 |
| 甲州金 | 古金 | 露一両金 |
| 金銀図録 巻3 | | |
| 蛭藻金 | | |
| 蛭藻金 | | |

② 甲州金の貨幣単位

—江戸幕府に受け継がれる「両・分・朱」—

甲州金は、4進法の貨幣単位を採用した貨幣です。甲州金の「両」「分」「朱」という貨幣単位は、徳川家康により江戸時代の金貨の単位として受け継がれました。



② 甲州金の貨幣単位

—江戸幕府に受け継がれる「両・分・朱」—

| | | |
|-----|----|------------|
| 甲州金 | 古金 | 二分一朱金 |
| 甲州金 | 古金 | 松木一分一朱金 |
| 甲州金 | 古金 | 一分朱中糸目金 |
| 甲州金 | 古金 | 二朱中糸目金 |
| 甲州金 | 古金 | 二朱中糸目金 |
| 甲州金 | 古金 | 角二分金 |
| 甲州金 | 古金 | 角一分金 |
| 甲州金 | 古金 | 角二朱金 |
| 甲州金 | 古金 | 吉一分金 |
| 甲州金 | 古金 | 松木一分金(太鼓判) |
| 甲州金 | 古金 | 駒露金 |
| 甲州金 | 古金 | 露一両金 |
| 甲州金 | 古金 | 露一両金 |
| 甲州金 | 古金 | 松木一分金 |
| 甲州金 | 古金 | 松木一分金 |
| 甲州金 | 古金 | 松木一朱金 |
| 甲州金 | 古金 | 松木一朱金 |
| 甲州金 | 古金 | 松木朱中金 |
| 甲州金 | 古金 | 松木朱中金 |
| 甲州金 | 古金 | 松木糸目金 |

③ 江戸幕府に受け継がれる甲州金の技術

金の品位が高い甲州金(81~83%)をつくるためには、金の精錬や品位の鑑定技術などが必要であり、これが甲州金の信用の裏づけとなっていました。



松木一分金 野中一分金 志村一分金 山下一分金

天正年間頃(1573~)から甲州金の製造には、松木・野中・志村・山下の4氏が関わっていたとされています。4氏のうち、松木氏が江戸幕府から甲州金製造の独占権を与えられました。

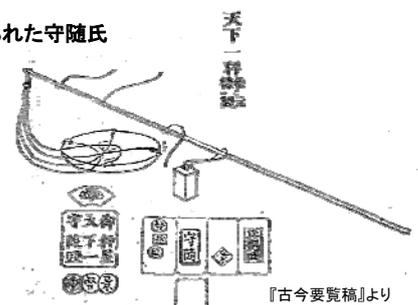
③ 江戸幕府に受け継がれる甲州金の技術

| | | |
|---------|----|-------|
| 甲州金 | 古金 | 松木一分金 |
| 甲州金 | 古金 | 野中一分金 |
| 甲州金 | 古金 | 志村一分金 |
| 甲州金 | 古金 | 山下一分金 |
| 金銀図録 巻2 | | |
| 慶長小判 | | |
| 慶長小判 | | |
| 秤秤(瓢箪秤) | | |

また額面に「小糸目」(約 0.1g)「小糸目中」(約 0.06g)といった小さな貨幣単位が表示された甲州金を作るためには、重さを正確に計測する技術も必要でした。こうした技術は江戸幕府に受け継がれていきました。

秤の特権を与えられた守随氏

武田氏から秤の製造と販売の独占権を与えられた守随氏は、その後、江戸幕府の秤座に取り立てられ、東国33か国の秤の製造・販売の特権を与えられました。



『古今要覧』より

④ 江戸時代の甲州金

徳川家康は、1600(慶長 5)年に甲州を直轄領とし、甲州金の製造をいったん禁止しますが、1608(慶長 13)年に松木氏に対し甲州金の製造を認めました。江戸時代に通用した甲州金は、円形の延金状に定型化されました。ここでは、元禄以降の幕府金貨の改鑄に合わせて発行された「甲州金」(「甲安金」「甲重金」「甲定金」)を紹介します。

甲重二朱金
(表・裏)



④江戸時代の甲州金

| | | |
|-----|----|--------|
| 甲州金 | 新金 | 甲下安一分金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲下安一分金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲下安二朱金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲下安二朱金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲下安一朱金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲下安一朱金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲安角朱中金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲重一分金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲重一分金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲重二朱金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲重二朱金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲重一朱金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲重一朱金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲重角朱中金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲重角朱中金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲定一分金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲定一分金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲定二朱金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲定二朱金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲定一朱金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲定一朱金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲定角朱中金 |
| 甲州金 | 新金 | 甲定角朱中金 |

【甲州金の歩み】

| 時代 | 主なできごと | 年代 | 甲州の主なできごと |
|----------------|---|--|---|
| 室町時代 (戦国時代) | 室町幕府滅亡 | 16世紀中頃 1573 (天正1) | <p>武田信玄 ・甲州の諸金山を開発 ・「甲州金」を本格的に鑄造・発行</p> <p>武田信玄没</p> |
| 安土桃山時代 | 徳川家康、「関ヶ原の戦い」で勝利 徳川家康、統一貨幣「慶長金銀」を発行 | 1582 (天正10) 1590 (天正18) 1591 (天正19) 1593 (文禄2) 1600 (慶長5) 1601 (慶長6) | <p>武田氏滅亡 徳川家康、甲州領有 豊臣秀勝が領有 加藤光泰が領有 浅野長政が領有 甲州、徳川氏の直轄領となる → 甲州金、鑄造停止 — 甲州は、享保期まで幕府直轄領と大名支配を繰り返す</p> <p>1574(天正2)年 守隨氏が武田氏から釋 製造販売の特権を得る</p> <p>天正～文禄・慶長年間頃 4氏(松木・野中・山下・志村) が甲州金の製造に従事</p> |
| 江戸時代 | 徳川家康が江戸幕府を開く 元禄の改鑄【初の金銀貨幣改鑄】 全国在来の地方金銀貨の通用を停止 →元禄金銀への引き替えを指示 正徳の金銀貨改鑄 | 1603 (慶長8) 1608 (慶長13) 頃 : : : 1695 (元禄8) 1696 (元禄9) 1704 (宝永1) 1706 (宝永3) 1709 (宝永6) 1714 (正徳4) 1721 (享保6) 1724 (享保9) 1727 (享保12) 1732 (享保17) | <p>甲州金、鑄造を再開</p> <p>松木氏が甲州金を 独占的に製造</p> <p>幕府、甲州金を元禄金へ引き替えることを指示 領内では甲州金存続願 → 幕府、元禄金への引き替えを一時猶予</p> <p>幕府老中・柳沢吉保が川越から甲州へ移封となる</p> <p>甲州金、元禄金に準じて改鑄することで存続が許可される →「甲安金」の鑄造・発行(宝永4年)<金の品位:約61%></p> <p>吉保の子・柳沢吉里が領主となる</p> <p>正徳改鑄 →「甲重金」の鑄造・発行<金の品位:約75%></p> <p>領主・柳沢吉里の移封に伴い甲州が幕府直轄になる →「甲重金」、鑄造停止</p> <p>領内は金貨不足、幕府への増鑄願 →「甲定金」の鑄造・発行<金の品位:約72%> 「甲定金」、鑄造停止 — 以後、甲州金の改鑄・増鑄はされなくなる</p> |